

秋田県産業技術センター技術研修員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県産業技術センター（以下「センター」という。）の研修員の受入に関する基本的事項を定め、センターが所持する工業に関する知識及び技術の民間企業、団体及び大学等試験等の研究機関（以下、「民間企業等」という。）への移転と技術水準の向上に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この制度の参加対象は、民間企業等に所属し、センターが所持する知識及び技術の習得を希望するすべての者を対象とする。

(申請)

第3条 研修を希望する者の所属する民間企業等の代表者等は、技術研修申請書（様式1）を当該希望者の履歴書（写真貼付のもの）を添付してセンター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請があった場合において、所長は、センターの業務に支障がないものと認められたときは、当該申請者に対して研修員を受け入れる旨を通知しなければならない。

3 1週間以内の短期研修については、前項に規定する申請書の提出を省略できるほか、次条第3項の規定により、再度申請する場合については、履歴書の添付を省略することができる。

(研修期間)

第4条 研修員の受入時期は随時とし、研修期間は12か月を限度として所長が決定する。

2 前項の期間は年度を超えて決定することができない。

3 年度を越えて研修を希望する場合は、年度当初に再度、所長に申請しなければならない。

(中止)

第5条 研修員が期間内において研修を中止しなければならない事由が生じたときは、技術研修中止届出書（様式2）を所長に提出しなければならない。

(服務)

第6条 研修員は所長及び指導担当者の指示に従い、研修に専念しなければならない。

2 研修員の服務については秋田県職員服務規程（昭和42年秋田県訓令第12号）に準ずるとともに、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 設備及び機械器具等を無断で使用しないこと。

(2) 事故のあったときは、速やかに所長に報告すること。

(3) 研修期間中において業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。

(4) 研修日誌(様式3)を記載し、所長の閲覧を受けること。

(結果報告)

第7条 研修員は研修を終了したときは、技術研修結果報告書(様式4)を所長に提出しなければならない。

(研修証書の交付)

第8条 所長は、研修員が技術研修結果報告書を提出したときは、当該研修員に対して研修証書を交付することができる。

(研修費用)

第9条 この要綱による研修に要する費用は無料とする。ただし、研修員が研修中使用する原材料、消耗品等の直接経費及び設備使用料(秋田県産業技術センター条例(平成23年秋田県条例第23号)に定めるところによる。)は、申請者又は当該研修員において負担しなければならない。

(災害免責)

第10条 研修員の研修上の災害(負傷・疾病・死亡等)については、すべて当該研修員の責任において措置するものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成23年4月1日より施行する。

(秋田県産業技術センター技術研修員受入制度実施要綱の廃止)

2 秋田県産業技術センター技術研修員受入制度実施要綱は廃止する。